

10. 締約国を通じ、地球的規模で地域住民及び先住民の湿地管理への関与の重要性を発展させ、そのための特別な資金援助を求める努力を強化するよう、条約事務局に命ずる。
11. 湿地管理に関する地域住民と先住民の知識と技術の価値を認識し、湿地政策と計画の策定そしてその実施に、当初の段階から彼らの参加を促進する特別な努力を払うよう、さらに締約国に求める。
12. 国内ラムサール委員会の中に、さらに可能かつ適切な場合には今後の締約国会議の代表団の中に、地域住民及び先住民の代表を加えるよう検討することを、締約国に要請する。
13. WWF、「釧路国際ウエットランドセンター」、「カドー湖基金」、IUCN、各締約国、及び地方や地域に根ざした適切な経験を持つ他のNGOとの協議の下に、次期締約国会議で検討するため、地域住民と先住民を湿地管理に関与させるための基準とガイドラインとともに、保全及び賢明な利用への貢献についての評価を示すよう条約事務局に指示する。
14. 地域住民及び先住民が、積極的かつ十分な情報に基づいて湿地管理に参加している事例やその他の関連情報を、適切な手段を講じて普及させるようさらに条約事務局に命ずる。
15. さらに地域住民と先住民の要求や価値観、伝統的なものとそうでないものを含めた知識や実践を反映させるため、国の湿地政策とプログラム、ラムサール登録湿地と他の重要な湿地の管理計画に、地域住民と先住民との協議を確保するため、既存のあらゆる事例を参考にしながら、適切な国家的、地域的機構を作るよう締約国に重ねて要請する。

#### 勧告6.4 東アジア～オーストラリア地域の渡りのルート沿いの登録湿地のネットワークの構築に関する勧告(ブリスベン・イニシアチブ:日豪共同提案)

1. 2つ以上の締約国の領域にまたがる湿地の保全および管理のため、相互に協議および協力することを定めたラムサール条約第5条を想起し、
2. 保護区のネットワークを構築することを求めたモントルー勧告4.4と湿地に生息する鳥類種の保全のための渡りルート保全概念を認知した勧告4.4を心に留め、
3. 湿地問題について地域間協力を強め、他の条約や機構との協力体制と重要な生態学上または水文学上の連携を持った湿地の国際的なネットワークを構築することを求めた釧路声明決議5.1を認識し、
4. 渡りを行う種の保全についての国際協力を進展させるための機構として、ラムサール条約事務局とボン条約事務局の間での覚書きの発展を歓迎し、
5. 地球上の主要な渡りのルートにおける、渡り性水鳥保全のため、政府、NGO、および地方の共同体を含めた他国間の取り組みの必要性を確信し、
6. さらに、このような取り組みが、ラムサール登録湿地のネットワークを形作るべきであることを確信し、
7. これらの国際的に重要な湿地の、社会経済的、および文化的な重要性を心に留め、
8. 渡りをするシギ・チドリ類の種の保全についての国際協力の有益なモデルとして、アメリカで発展した「西半球のシギ・チドリ類保護区ネットワーク」に注意し、
9. さらに、ボン条約に基づく「アフリカ～ヨーロッパ地域の渡り性水鳥の保全に関する協定」が最近採択されたことに注意し、

## 勧告

10. 1994年12月日本の釧路で開催された、東アジア～オーストラリア地域湿地・水鳥ワークショップ参加者は、「アジア太平洋地域水鳥保全戦略」を発展させることにより、東アジア～オーストラリア地域の渡りのルート沿いの水鳥の保全に関する多国間の取り組みを支援し、「東アジア～オーストラリア地域におけるシギ・チドリ類に関する湿地ネットワーク」の速やかな構築を勧告したことに注意し、

11. 1995年3月にアジア地域の渡りのルート沿いの渡り性水鳥保全のための努力を調整する枠組みの発展についてのイニシアチブを支持することを求めた、「アジアの湿地保全についてのデリー宣言」に注意し、

12. 主要な渡りのルート沿いの締約国会議の協力行動を通じ、ラムサール条約は渡り性水鳥にとっての重要湿地のネットワークを支持することにより、水鳥保全のための多国間の取り組みを発展させることが容易にできることを確信し、

締約国会議は、

13. 本勧告を「ブリスベン・イニシアチブ」として採択し、渡りをするシギ・チドリ類の適切な生息環境を維持するため、東アジア～オーストラリア地域のシギ・チドリ類の、渡りのルート沿いの登録湿地およびその他の国際的に重要な湿地のネットワークを構築することを求める。

14. 「アジア太平洋地域水鳥保全戦略」の実行を支援することを締約国に奨励する。

15. 「東アジア～オーストラリア地域におけるシギ・チドリ類に関する湿地ネットワーク」に、自国の1つまたはそれ以上の適切な湿地を推薦し、本ネットワークへの支援を表明することを東アジア～オーストラリア地域に含まれる締約国に促す。

16. 当該地域に含まれるラムサール条約未加盟国または地域に対して、「ブリスベン・イニシアチブ」を推奨し、本イニシアチブへの参加を促す。

17. さらにアジア太平洋地域および他の渡りルートで渡りをする水鳥の他の種類群について、湿地ネットワークの検討を推奨する。

18. これらのネットワークを維持し、拡大していくために共に活動し、普及啓発、研修、情報交換を促進し、渡りをするシギ・チドリ類とその生息地の長期的な保全に、参加各国が貢献することをさらに促す。

### 勧告6.5 さらに湿地管理者研修プログラムの確立

1. 「湿地の研究、管理、および監視について能力を有する担当者の訓練を促進する」ことを締約国に求めた本条約第4条5を想起し、

2. 湿地管理者研修のためのプログラムの存在、またそのようなプログラムの利益ができる限り広範囲に享受されるようにする必要があることを意識し、

3. 多くの途上国および開発担当部局にとって担当者の研修がきわめて優先度が高い事項であることを認識し、

4. ラムサール登録湿地の姉妹関係締結の概念と、それに関連した情報および担当者の交換・交流の発展に留意し、

締約国会議は、

5. 湿地管理者研修プログラムを確立するための財源を、政府の開発担当部局その他の国または地域の機関